

【ユニット型個室】ショートステイ料金表

2 日計算

月額料金早見表 (サービス費+食費+居住費+日用品費)	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階		
					1割	2割	3割
要介護1	¥4,806	¥5,406	¥7,186	¥7,786	¥11,946	¥13,892	¥15,838
要介護2	¥4,978	¥5,578	¥7,358	¥7,958	¥12,118	¥14,236	¥16,354
要介護3	¥5,168	¥5,768	¥7,548	¥8,148	¥12,308	¥14,616	¥16,923
要介護4	¥5,348	¥5,948	¥7,728	¥8,328	¥12,488	¥14,975	¥17,463
要介護5	¥5,523	¥6,123	¥7,903	¥8,503	¥12,663	¥15,326	¥17,989

◆高額介護サービス費のご案内◆ 介護サービス費の1割負担額が国の定めた額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻される場合があります。  
※該当される方には保険者（市区町村役所）から通知が届きますので、申請をお願いします。詳細につきましては保険者にご確認ください。

取得	①介護保険内サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	名称	単位数					
○	短期入所生活介護費	介護度別 /日	704	772	847	918	987
○	機能訓練体制加算 (I)	12 /日	12	12	12	12	12
○	看護体制加算 (I)	4 /日	4	4	4	4	4
○	看護体制加算 (II)	8 /日	8	8	8	8	8
○	夜勤職員配置加算 (II) □	18 /日	18	18	18	18	18
○	サービス提供体制加算 (II)	18 /日	18	18	18	18	18
○	生産性向上推進体制加算 (II)	10 /月	10	10	10	10	10
	介護職員等処遇改善加算 (I)	14.0%	215	234	255	275	295
	加算単位合計(2日分)		1,753	1,908	2,079	2,241	2,399

地域区分 (介護報酬額合計 2日分)	1級地	11.10	¥19,458	¥21,178	¥23,076	¥24,875	¥26,628
-----------------------	-----	-------	---------	---------	---------	---------	---------

保険請求額	9割	17,512	19,060	20,768	22,387	23,965
保険請求額	8割	15,566	16,942	18,460	19,900	21,302
保険請求額	7割	13,620	14,824	16,153	17,412	18,639

介護サービス費 ご入居者負担額(2日分)	1割	¥1,946	¥2,118	¥2,308	¥2,488	¥2,663
	2割	¥3,892	¥4,236	¥4,616	¥4,975	¥5,326
	3割	¥5,838	¥6,354	¥6,923	¥7,463	¥7,989

◆個別算定	
送迎加算	
緊急短期入所受入加算	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	
若年性認知症利用者受入加算	
短期生活長期利用者提供減算	等

◆介護保険内サービス費について  
各加算内容は個別状況、施設のサービス提供体制、職員体制の変動により変更となる可能性があります。

②介護保険外サービス費 (実費負担)		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	日額	¥880	¥880	¥1,370	¥1,370	¥2,420
食費	日額	¥300	¥600	¥1,000	¥1,300	¥2,330
食費・居住費合計	2日分	¥2,360	¥2,960	¥4,740	¥5,340	¥9,500
日用品費	月額(2日分)	Aセット	¥500			

③その他費用	
日用品	250 円/日
電気代	10円/日 (電化製品持ち込みの場合)
理美容代	実費
娯楽費	実費
協力医療機関以外の受診送迎費	片道2km以内 780円 1kmごとに350円増加
協力医療機関以外の受診付添費	30分以内 2,000円 以降30分ごとに2,000円増加

◆介護保険外サービス費について  
「居住費」には共用部電気代・水道代・光熱費が含まれます。  
個人でお持ち込みいただいた家電に使用した電気代は実費となります。

「食費」は朝食：776円 昼食：777円 夕食：777円  
1日合計：2,330円 になります。

介護保険負担限度額認定証を取得すると、「第1段階」「第2段階」「第3段階①」「第3段階②」に区分され、「居住費」や「食費」の費用負担を軽減できます。  
詳しくは保険者（市区町村役所）へお問い合わせください。

